

●GH みよたサービス利用料金表(月30日の場合)(介護度以外の利用者個々で異なる利用料金を除く)

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額 (別途処遇改善加算、介護保険加算がかかります。)	22,830 円	22,950 円	24,030 円	24,720 円	25,230 円	25,770 円
居住費	46,500 円					
食費	28,320 円					
水道光熱費	19,800 円					
月額合計	117,450 円	117,570 円	118,650 円	119,340 円	119,850 円	120,390 円

※ 居住費は部屋の広さによって料金に違いがあります。上記表は 6 畳居室で算定しています。

● 介護職員処遇改善加算について

上記の介護保険給付対象サービス自己負担額の総月額に対して 18.6%の介護職員処遇改善加算自己負担額が加算されます。

(※総月額 10,000 円に対して 18.6%の処遇改善加算で 1,860 円(小数点以下四捨五入)になります)

●介護保険給付対象外サービス及び利用料金

居住費	食費	水道光熱費	日常生活費(注1)
月額46,500円(6畳)	日額 944 円 (朝食 262 円・昼食 315 円・ 夕食 367 円)	月額 19,800 円	実費
月額52,000円(8畳)			
月額43,000円(4.5畳)			

(注1) 日常生活費とは、ご利用者がその嗜好又は個別の生活上必要に応じて購入した物(歯ブラシ、歯磨き粉

ひげそり、化粧品、薬品等)の事です。その他に私物のクリーニング代(施設の洗濯機で洗えないもの)、外出等で要した車代、外食代、医療費、インフルエンザ予防接種代等は実費を頂きます。

※ サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、又は、経済状況の著しい変化、消費税の増税、その他やむを得ない事由がある場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更させていただくことがあります。

※ 上記利用料金とは別に、前項下段の表(その他の利用料)に記載のとおり、利用者の方の個別の状況に応じて該当する利用料をいただきます。

また、事業所の体制や利用者の状態等により介護保険での加算がありますのでご了承下さい。

※ 利用者が入院又は外泊された場合、居住費は全額を、水道光熱費はその金額を30で除した数に利用日数を乗じた金額を頂きます。(端数切り捨て)

※ 月途中で入退去された場合、居住費・水道光熱費についてはその金額を30で除した数に利用日数を乗じた金額を頂きます。(端数切り捨て)

※平成 30 年8月1日以降より、一定以上の所得がある入居者につきましては介護サービスを利用した時

の負担割合が2割、または3割となります。

●独自サービス及び利用料金

看取り時エンゼルケア処置料	5000 円+税
---------------	----------